

第6章 木更津市重層的支援体制整備事業実施計画

第1節. 重層的支援体制整備事業の実施について

日本の福祉制度は、「高齢」「障がい」「児童」などの典型的な課題を想定して、その解決を目的として、制度を発展させてきました。

これによって、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、「高齢」「障がい」「児童」など、属性別・リスク別の制度が発展し、専門的支援が可能になりました。しかし、「個人・世帯が抱える生きづらさ」や「リスクの複雑化・多様化(社会的孤立・ダブルケア・8050世代)」の実情が見えてきました。これらは、どの世帯でも起こりうる、社会的リスクといえます。

これらの起こる原因・経緯は、極めて個別性が高く、「典型的な課題を想定して、その解決を目的として、制度をつくる」という、日本の社会福祉制度を発展させてきた制度の取り組み方では、対応に苦慮することがあります。

また、地縁・血縁・社縁という、日本の社会保障制度の前提となってきた3つの共同体による福祉の基盤が脆弱化しており、少子高齢化により、地域の共同体の担い手が不足してきています。

これらの課題の解決のためには、制度・分野ごとの縦割りや、支える側・支えられる側という従来の関係性を超えて、地域一人ひとりの多様性(生活の多様性)を前提としながら、「つながる」ということを根幹とした取り組みをしやすい、新たなアプローチが必要です。

いかにして、「つながり続ける」という関係性を地域において充実させていくのかの制度化を試みたのが、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業です。

本市において、複雑化した福祉のニーズに対応するため、令和4年度から重層的支援体制整備事業を実施することにいたしました。

第2節. 新事業について

重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、以下の新事業を実施します。

1. アウトリーチ^{※11}等による継続的支援

社会や人との関わりが困難な人などの必要な支援が届いていない人に対しては、アウトリーチ等を通じて継続的な見守り支援を行います。

2. 参加支援事業

継続的な見守り支援を通じて関係性を築く中で地域や社会との関わりに意欲が出てきた人に対し、既存の福祉サービス事業所や新たな事業所を開拓し、就労や生産活動の機会等を提供し、社会参加に向けた支援を行います。

3. 多機関協働事業

相談機関等が策定したプランの適切性を協議し、支援の方向性を決める重層的支援会議を開催します。

第3節. 計画の具体的内容について

重層的支援体制整備事業において実施する事業 (社会福祉法第106条の4第2項各号)の実施体制

【区分1】包括的相談支援事業		
実施事業	実施体制	
(1) 地域包括支援センター※4の運営(第1号イ)	<p>【支援対象者】65歳以上の高齢者等</p> <p>【実施方式】委託： 社会福祉法人慈心会 社会福祉法人長須賀保育園 社会福祉法人千葉育美会 社会福祉法人かずさ萬燈会 株式会社GFS</p> <p>【圏域】市内9圏域5か所</p> <p>【支援機関】 木更津市中部地域包括支援センター(木更津西地区・木更津市東地区) 木更津市西部地域包括支援センター(岩根地区・金田地区) 木更津市南部地域包括支援センター(波岡地区・鎌足地区) 木更津市北部地域包括支援センター(中郷地区・清川地区) 木更津市富来田地域包括支援センター(富来田地区)</p> <p>【業務内容】 総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント</p> <p>【所管課】高齢者福祉課</p>	既存
(2) 障害者相談支援事業(第1号ロ)	<p>【支援対象者】障がい者・障がい児等</p> <p>【実施方式】委託： 社会福祉法人かずさ萬燈会 社会福祉法人みづき会 社会福祉法人のゆり会 社会福祉法人いずみ会</p> <p>【圏域】木更津市全域</p> <p>【支援機関】 木更津市指定相談支援事業所 ほっと 相談支援事業所 はちどり 木更津市指定相談支援事業所 ひつじぐも 相談支援事業所 晴</p> <p>【業務内容】 相談支援、権利擁護</p> <p>【所管課】障がい福祉課</p>	既存
(3) 利用者支援事業(第1号ハ)	<p>【支援対象者】子ども及びその保護者等</p> <p>【実施方式】直営</p> <p>【圏域】木更津市内全域</p> <p>【支援機関】子育て支援課(母子保健型)</p> <p>【業務内容】保健師等の専門職による妊娠期から子育て期までの母子保健等のサービス等の情報提供等</p>	既存

	【所管課】子育て支援課	
(4)生活困窮者 ※1 自立相談支援事業(第1号二)	【支援対象者】現に生活に困窮している、または将来において困窮になりうる方及びその家族等 【実施方式】直営 【圏域】木更津市全域 【支援機関】自立支援課 【業務内容】生活困窮に関する包括的・継続的相談、個別計画の作成・検討・支援提供等、支援計画の評価等 【所管課】自立支援課	既存

【区分2】地域づくり支援		
実施事業	実施体制	
(1)地域介護予防活動支援事業(第3号イ)	「筋力アップ体操」サークル 【支援対象者】木更津市民(高齢者等) 【実施方式】グループによる実施 【圏域】木更津市全域 【支援機関】高齢者福祉課 【業務内容】地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援、体力測定・健康講話等 【所管課】高齢者福祉課	既存
(2)生活支援体制整備事業(第3号ロ)	【実施方法】木更津市社会福祉協議会 【圏域】木更津市全域 【支援機関】木更津市社会福祉協議会(第1層・第2層) 【業務内容】社会資源の開発やネットワークの構築等、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備の推進、生活支援コーディネーターと多様な主体が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場「協議体」を設置し、地域ニーズ・社会資源の把握や生活支援サービスの構築の推進 【所管課】高齢者福祉課	既存
(3)地域活動支援センター事業(第3号ハ)	【実施方式】委託: 社会医療法人社団さつき会 特定非営利活動法人たちばな学舎 特定非営利活動法人ためき工房 特定非営利活動法人イチミリノコエ 特定非営利活動法人やさしねっと結 【圏域】木更津市内全域 【支援機関】 ケアセンターさつき 地域活動支援センターⅢ型わかば 地域活動支援センターⅢ型ためき工房 地域活動支援センターⅢ型 cube-3 地域活動支援センターⅢ型わーくす結(令和4年3月末に閉鎖) 【業務内容】	既存

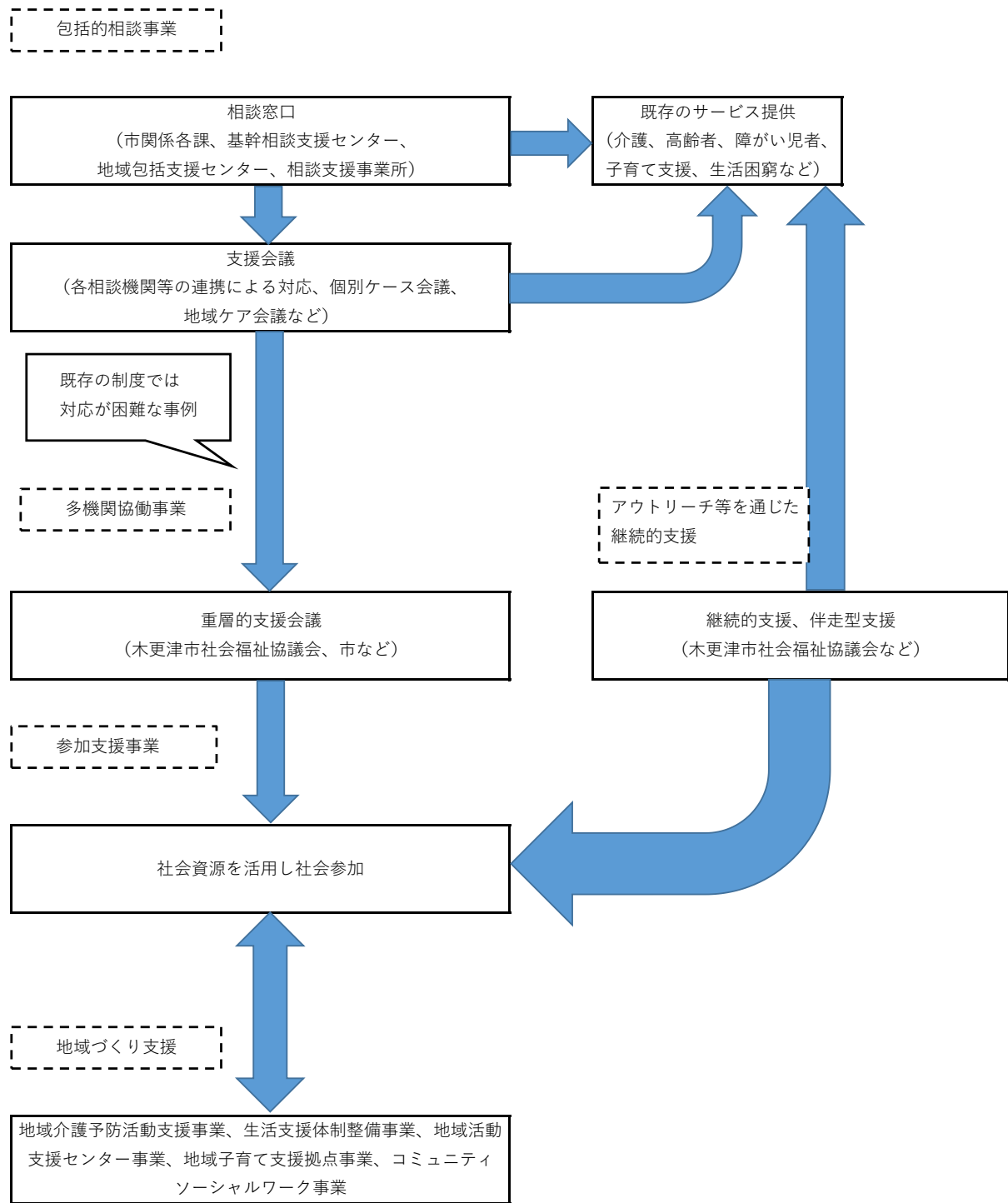
	創作的活動または生産活動の機会提供等 【所管課】障がい福祉課	
(4)地域子育て支援拠点事業(第3号二)	<p>【実施方式】委託: 社会福祉法人木更津むつみ福祉会 社会福祉法人恵福祉会 社会福祉法人長須賀保育園 社会福祉法人木更津大正会</p> <p>【圏域】木更津市全域</p> <p>【支援機関】 一般型 木更津市請西子育て支援センター ふくた保育園 さとの保育園 うみまち保育園 地域子育て支援センターゆりかもめ</p> <p>【業務内容】 常設の地域子育て拠点と児童福祉施設等の子育て支援施設に親子が集う場を設置し、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習の実施等</p> <p>【所管課】こども保育課</p>	既存

【区分3】参加支援事業		
実施事業	実施体制	
(1)参加支援事業(第2号)	<p>【支援対象者】木更津市民</p> <p>【実施方式】委託:木更津市社会福祉協議会</p> <p>【支援機関】木更津市社会福祉協議会</p> <p>【業務内容】 個別の支援では対応が困難な本人や世帯の狭間の個別ケースに対応するため、福祉サービス事業所等の地域の社会資源を活用、または新たな社会資源を開拓し、要支援者の社会とのつながりづくりに向けた支援の実施</p> <p>【所管課】社会福祉課</p>	新規

【区分4】アウトリーチ等を通じた継続的支援		
実施事業	実施体制	
(1)アウトリーチ等を通じた継続的支援(第4号)	<p>【支援対象者】必要な支援が届いていない人等</p> <p>【実施方式】委託:木更津市社会福祉協議会</p> <p>【圏域】木更津市内全域</p> <p>【支援機関】木更津市社会福祉協議会</p> <p>【業務内容】長期にわたり人と社会と交流をしてこなかった方など、本人との信頼関係を築くまで時間を要する方等に対し、トータル的な見守り支援を行う。</p> <p>【所管課】社会福祉課</p>	新規

【区分5】多機関協働事業		
実施事業	実施体制	
(1)多機関協働事業(第5号・第6号)	<p>重層的支援会議の設置</p> <p>【目的】包括的相談支援事業における支援機関等で受け付け、個別ケース会議等で支援検討する中で、既存の制度では適用できない困難ケースについて、支援機関等への助言や支援の方向性を決め、また、支援機関等が作成する支援プランについての議論、アセスメントへの評価等を行う。柔軟に対応するため、必要に応じて随時開催する。</p> <p>【構成メンバー】木更津市、木更津市社会福祉協議会、支援関係機関、アドバイザー委員(弁護士、司法書士、社会福祉士等)</p> <p>【所管課】社会福祉課</p>	新規

図表1 木更津市の重層的支援体制整備事業の支援体系図



第4節. 計画の期間

本実施計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、年度ごとに実施状況を確認したうえで評価を行い、PDCAサイクルにより計画期間中の見直しも可能とします。